

所管部課	子ども未来部保育課	部長	志村 明子
件名	東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について		
	区分	○	1 審議事項 2 報告事項
関係事項	条例規則		
	部課機関		
<p>1. 要 旨</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、市町村が実施する給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、その支給に必要な手続き等に関する規定を加えるものである。</p> <p>(1) 追加する規定の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 乳児等支援給付認定の申請に係る書類の提出等に関する事項</li> <li>イ 特定乳児等通園支援の利用の調整に関する事項</li> <li>ウ 乳児等支援給付認定の取消しに係る届出等に関する事項</li> <li>エ 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給の申請に関する事項</li> <li>オ 利用可能時間に関する事項</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>ただし、乳児等支援給付認定に係る事項等の準備行為に関しては、施行日前においても行うことができることとする。</p>			
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>子ども・子育て支援法等における乳児等通園支援事業に関する規定に基づく乳児等支援給付認定に係る実務に必要な手続き等を定める必要が生じたため、本市としては、本規則の改正により対応することとした。</p> <p>(参考)</p> <p>令和8年1月9日 国から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）参考様式及び参考資料【第1版】送付</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>総務課にて審査済み。</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>			